

特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアムという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市南区宇品西五丁目12番1-905号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県を中心に全国に在住する児童・生徒・学生・保護者・一般に対し、科学講座の開催、理科教育支援、科学体験活動の実施などを通して、科学の普及や科学教育の振興及び科学文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 科学講座等に係る事業
- (2) 科学講座や理科授業への講師派遣に係る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鹿江宏明
理事	池本博司
同	菅野浩司
同	玉井基宏
監事	土本民子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 5000円
正会員会費 5000円(1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 2000円
賛助会員会費 3000円(1年間分)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

(設立の趣旨)

近年、子どもたちの理科離れや科学への関心の低下が指摘され、科学技術立国を支える人材育成の基盤に懸念が高まっている。また、学校教育においては観察・実験の機会の減少や、地域・学校間における教育環境の差により、科学に直接触れる機会が十分とは言えない状況がある。加えて、地域社会においても、科学に関する体験的な学びの場や、専門的知見を有する人材による継続的な教育支援の機会が限られている。このような状況を踏まえ、本法人は、広島県を中心として、科学講座の開催、理科教育支援、科学体験活動の実施等を通じ、科学に親しむ機会を広く提供し、科学の普及や科学教育の振興及び科学文化の向上に寄与することを目的として設立するものである。

(特定非営利活動を行う理由)

本法人の事業は、児童・生徒・学生・保護者・一般市民を対象とし、特定の個人又は団体の利益を目的とするものではない。科学講座や理科教育支援等の活動は、学校教育のみでは十分に補いきれない体験的な学びの機会を地域において提供するものであり、教育機会の拡充及び格差の是正に資するものである。また、科学への興味・関心を高めることにより、将来的には地域社会及び我が国の科学技術の発展に寄与することが期待される。さらに、行政機関や教育機関等と連携しながら活動を展開することにより、公益性の高い教育資源として機能し、不特定多数者の利益に寄与するものである。

(法人格が必要となった理由)

本法人の活動を継続的かつ安定的に実施するためには、社会的信用の確保と組織的な運営体制の整備が不可欠である。本法人はこれまで20年以上、任意団体として協賛金を得ながら科学講座を中心に活動してきたが、助成金の申請、寄附の受入れ、契約行為等に制約があった。また、事業内容も科学講座の開催に限られていた。今後は、法人格を有することにより社会的信頼性を高め、公益性が高い活動を推進することが可能となる。さらに、学校や行政機関と連携しながら理科教育支援活動へと事業を拡充し、より広く社会に貢献することができる。

2 申請に至るまでの経過

スーパーサイエンスミュージアム事業は、2003年に企業・学校・大学・科学館で構成された実行委員会により開始し、年間13～16回の講座を通して、小学5・6年生とその保護者を対象に、外部講師や常任講師による講座を実施してきた。また、毎年広く小学生及び一般を対象として募集した「オープン講座」を開催し、科学に親しむ機会を広く提供してきた。新型コロナウイルスの影響下の年を除き継続的に実施しており、2025年度には3月に第22期生の修了生を輩出した。

新型コロナウイルスの収束後、これまでの小学生対象の講座事業に加え、中学生・高校生や一般を対象とした講座開催へのニーズが高まっていることから、より公益性の高い活動へと発展させることについて検討を重ねた結果、事業の継続性及び発展性を確保し、社会的信用を高めることを目的として、特定非営利活動法人の設立を申請するに至った。

令和8年3月1日

特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

設立代表者 鹿江 宏明

役員名簿

令和 8年 3月 24日現在

法人名 特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	カノエ ヒロアキ 鹿江 宏明		無
理事	理事	イケモト ヒロシ 池本 博司		無
理事	理事	カンノ コウジ 菅野 浩司		無
理事	理事	タマイ モトヒロ 玉井 基宏		無
監事	監事	ツチモト クミコ 土本 民子		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおり記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

設立当初の事業年度の事業計画書
法人設立の日から令和9年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

1 事業実施の方針

・以下の事業を計画的かつ継続的に実施し、児童・生徒及び一般市民に対して科学に親しむ機会を提供するとともに、体験的な学習活動を通して科学的な見方・考え方の育成を図り、もって科学教育の振興に寄与することを目的とする。

- (1) 小学5年生・6年生とその保護者、及び参加を希望する個人を対象とした講座・講演会の実施
- (2) 中学生以上を対象とした科学講座の実施
- (3) 団体・学校への講師派遣による科学教育の支援

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①科学講座等 に係る事業	・学校教育では十分に扱うことが難しい発展的・探究的な内容を扱う講座・講演会「スーパーサイエンスミュージアム」を企画運営する。	(A)年 10 回(7月～3月) (B)広島市こども文化科学館他 (C)5人	(D)小学5・6年生とその保護者、及び参加を希望する個人 (E)232人	1429
	・中学生以上を対象とした講座「サイエンスカフェ」を企画・運営する。	(A)年4回 (B)広島市内を中心に実施 (C)5人	(D)参加を希望する個人 (E)各回10～15名程度	40
②科学講座や理科授業への講師派遣に係る事業	・科学講座や理科授業の充実を図るため、専門的知見を有する講師を団体・学校に派遣し、授業支援及び教員への指導助言を行う。	(A)随時実施 (B)広島県内を中心に全国で実施 (C)3人	(D)指導や助言を希望する団体・学校 (E)2団体	24

計 1,493千円

(2) その他の事業
実施予定なし

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分(設立年度・翌年度)をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和9年度の事業計画書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

1 事業実施の方針

・以下の事業を計画的かつ継続的に実施し、児童・生徒及び一般市民に対して科学に親しむ機会を提供するとともに、体験的な学習活動を通して科学的な見方・考え方の育成を図り、もって科学教育の振興に寄与することを目的とする。

- (1) 小学5年生・6年生とその保護者、及び参加を希望する個人を対象とした講座・講演会の実施
- (2) 中学生以上を対象とした科学講座の実施
- (3) 団体・学校への講師派遣による科学教育の支援

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①科学講座等 に係る事業	・学校教育では十分に扱うことが難しい発展的・探究的な内容を扱う講座・講演会「スーパーサイエンスミュージアム」を企画運営する。	(A)年 10 回(7月～3月) (B)比治山大学6号館理科室他 (C)5人	(D)小学5・6年生とその保護者、及び参加を希望する個人 (E)232人	1389
	・中学生以上を対象とした講座「サイエンスカフェ」を企画・運営する。	(A)年4回 (B)広島市内を中心に実施 (C)5人	(D)参加を希望する個人 (E)各回10～15名程度	40
②科学講座や理科授業への講師派遣に係る事業	・科学講座や理科授業の充実を図るため、専門的知見を有する講師を団体・学校に派遣し、授業支援及び教員への指導助言を行う。	(A)随時実施 (B)広島県内を中心に全国で実施 (C)3人	(D)指導や助言を希望する団体・学校 (E)2団体	24

計.....1453千円

(2) その他の事業
実施予定なし

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分(設立年度・翌年度)をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

設立当初の事業年度の活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	50,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,616,070	1,616,070	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		
受取補助金	0	0	
4. 事業収益			
科学講座等に係る事業収益	340,000		
科学講座や理科授業への講師派遣に係る事業収益	30,000	370,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,086,070
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	254,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	254,000		
(2) その他経費			
業務委託費	650,000		
印刷製本費	100,000		
通信運搬費	95,000		
消耗品費	394,000		
水道光熱費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	1,239,000		
事業費計		1,493,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	180,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	240,000		
管理費計		240,000	
経常費用計			1,733,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			

科目	金額	
1. 固定資産売却益	0	
2. 過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産売却損	0	
2. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		353,070
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		353,070
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		353,070

※ その他の事業は実施を規定していません。

※ 本法人は収益事業を実施しないため、法人税法上の課税対象とならず、法人税、住民税及び事業税は発生しない見込みです。

令和9年度の活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人スーパーサイエンスミュージアム

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	80,000	230,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000	1,200,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		
受取補助金	0	0	
4. 事業収益			
科学講座等に係る事業収益	340,000		
科学講座や理科授業への講師派遣に係る事業収益	30,000	370,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	254,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	254,000		
(2) その他経費			
業務委託費	650,000		
印刷製本費	100,000		
通信運搬費	90,000		
消耗品費	359,000		
水道光熱費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	1,199,000		
事業費計		1,453,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	180,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	240,000		
管理費計		240,000	
経常費用計			1,693,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			

科目	金額	
1. 固定資産売却益		0
2. 過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産売却損		0
2. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		107,000
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		107,000
前期繰越正味財産額		353,070
次期繰越正味財産額		460,070

※ その他の事業は実施を規定していません。

※ 本法人は収益事業を実施しないため、法人税法上の課税対象とならず、法人税、住民税及び事業税は発生しない見込みです。